

仕 様 書

1 件名

文化センター 10 館機械警備業務委託

2 警備目的

対象施設における火災、盗難その他の不良行為等の異常状態を感知することにより、異常の早期発見、関係先への通報及び緊急要員の派遣を行い、被害の拡大を防止し、対象施設及び物品の保全を図ること。

3 対象施設

下表及び定期点検一覧のとおり

番号	施設名称	所在地	延床面積 (㎡)	建物階数
1	白糸台文化センター	府中市白糸台 1 丁目 6 0 番地	1,950.75	地上 4 / 地下 1
2	西府文化センター	府中市西府町 1 丁目 6 0 番地	1,922.51	地上 3
3	武蔵台文化センター	府中市武蔵台 2 丁目 2 番地	1,901.91	地上 3 / 地下 1
4	新町文化センター	府中市新町 1 丁目 6 6 番地	1,963.53	地上 3 / 地下 1
5	住吉文化センター	府中市住吉町 1 丁目 6 1 番地	1,961.57	地上 3
6	是政文化センター	府中市是政 2 丁目 2 0 番地	1,936.52	地上 3
7	紅葉丘文化センター	府中市紅葉丘 2 丁目 1 番地	1,974.81	地上 3
8	押立文化センター	府中市押立町 5 丁目 4 番地	1,276.22	地上 2
9	四谷文化センター	府中市四谷 2 丁目 7 5 番地	1,394.10	地上 3
10	片町文化センター	府中市片町 2 丁目 1 7 番地	2,316.73	地上 4 / 地下 1

四谷文化センターは令和 8 年 12 月に移転予定。上記は旧四谷文化センターの情報を記載。新四谷文化センターの情報は竣工図等にて確認すること。

4 警備業務基本時間

- (1) 開館日 22 時から翌日 8 時 30 分まで
- (2) 休館日 8 時 30 分から翌日 8 時 30 分まで

5 警備責任

前項の基本時間にかかわらず、警備責任は、警備機器がセットされた時点から解除された時点までとする。

6 警備業務の概要

- (1) 警報機器等（異常感知装置、自動通報装置その他必要な装置）を用いた警備活動と、緊急要員による対応を組み合わせた警備活動
- (2) 火災、盗難及び不良行為（以下「事故」という。）の拡大防止
- (3) 事故確認時における速やかな関係機関への通報及び連絡
- (4) 事故報告書の提出
- (5) 対象施設に対する 1 か月間の警備記録の翌月報告

7 警備機器等の鍵等

- (1) 対象施設の異常事態発生時に受託者又は緊急要員が行う警備に必要な合鍵（対象施設の出入口の鍵をいう。）は、業務開始時まで委託者が受託者へ預託する。
- (2) 受託者は、鍵等又は合鍵を厳重に取り扱い、保管すること。鍵等又は合鍵を紛失した場合は、直ちに連絡するとともに、その指示（原状回復に要する一切の費用を含む。）に従うこと。

8 警備業務内容の詳細

- (1) 警備機器用の通信回線は、携帯電話の二重化回線（異なる通信事業者の回線）又は受託者名義の有線回線（断線監視サービス付き）を利用すること。
- (2) 4 及び 5 に定める警備実施時間中、各警報機器等の受信装置を间断なく監視するとともに、緊急要員との連絡体制を構築すること。
- (3) 緊急要員は、受託者の事務所等との連絡体制を確保し、各対象施設の異常事態に備えること。
- (4) 自動火災報知設備を設置している施設については、受託者は、同設備と連動して火災通報を受信できるようにすること。委託者は、業務開始時まで各文化センターの消防用設備一覧表を受託者へ提供する。

9 警備開始時及び警備終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

ア 委託者における取扱い

- (ア) 対象施設における最終退館者は、防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を講じ、当該施設の出入口及び窓等の施錠状況を確認する。
- (イ) 最終退館者は、受託者が指定する手順により、警報機器等を作動開始状態にする。

イ 受託者における取扱い

受託者は、最終退館者からの警報機器等の作動開始信号を確認し、警備を開始すること。

(2) 警備終了時における取扱い

ア 委託者における取扱い

対象施設における最初の入館者は、受託者が指定する手順により、警報機器等を作動解除状態にする。

イ 受託者における取扱い

受託者は、最初の入館者からの警報機器等の作動解除信号を確認し、警備を終了すること。

(3) 警備実施時間中における委託者等の入退館

委託者が認める場合に限り、次の要領により入退館できるものとする。

ア あらかじめ受託者が指定した手順に従い、警報機器等を作動解除状態にした上で、委託者等の責任において入館する。

イ 委託者等による臨時入館中の警備は、委託者等の責任において実施する。

ウ 臨時の退館者は、受託者が指定する手順により、警報機器等を作動開始状態にする。

10 警備業務責任者及び緊急連絡先名簿

- (1) 各対象施設の警備業務責任者は各文化センター所長とする。委託者は、受託者へ緊急連絡者名簿等を提出する。
- (2) 委託者は、文化センター所長等に変更があった場合は、遅滞なく変更後の緊急連絡者名簿等を受託者へ提出する。

1 1 異常事態発生時の対応

- (1) 受託者は、警報機器等により対象施設に異常事態が発生したことを確認した場合、緊急要員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止に当たること。
- (2) 対象施設に到着した緊急要員は、異常事態を確認後、受託者の事務所等へ状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
- (3) 受託者は、電話又は口頭により文化センター所長等へ連絡すること。

1 2 事故報告等

- (1) 受託者は、事故を確認した場合、文化センター所長等へ直ちに電話又は口頭で報告するとともに、翌日（休日を除く。）までに事故報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、各対象施設の毎月の警備報告書を、翌月速やかに提出すること。

1 3 警報機器等の保守点検等

- (1) 受託者は、各対象施設に設置した警報機器等を良好な状態に保つため、適宜保守点検を行うこと。
- (2) 委託者は、警報機器等の取扱いに過誤のないよう日常的に注意し、異常又は故障を発見した場合は、直ちに受託者へ通知すること。
- (3) 受託者は、補修又は交換に要する費用を負担すること。ただし、委託者等の責めに帰すべき事由による補修又は交換の費用は、委託者の負担とする。
- (4) 受託者は、警報機器等の保守点検のため対象施設に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ文化センター所長等の許可を得ること。
- (5) 受託者は、警報機器等の配線等が自然消耗し、警備業務の遂行に支障が生じる場合は、受託者の負担により配線を補修又は交換すること。
- (6) 委託者は、自動火災報知設備との連動を良好な状態に保つため、適宜保守点検及び修繕を行うこと。

1 4 その他

- (1) 本業務のうち、すでに機械警備システムが設置されている施設の業務については、当該機械警備システムを設置した警備事業者（当該警備事業者系列の警備事業者を含む。）へ再委託し、当該警備事業者の標準的な警備契約を適用する扱いを原則とするが、最適化等の提案を妨げるものではない。
- (2) 警報機器類は、目的の達成に不足のないようにすること。対象施設の現場を確認した上で設置箇所一覧図を提出し、各文化センター所長の承認を得ること。
- (3) 施設内の防犯センサー等の接続は有線で行うこと。無線式は不可とする。
- (4) 警備機器の変更を行う場合には、変更に伴う再認証及び各施設との調整、機器の入替費用等は、全て受託者の負担で実施すること。また、機械警備を開始するまでの間は、有人警備等により警備業務を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (6) 本業務は、令和 1 1 年度より実施する。